

## 第3章【米国】二国間貿易交渉の現状

### 3-1 対EU貿易政策

#### (1) 背景

EUは米国にとって最大の貿易対象であり、物品・農作物・サービスの3分野における2018年の対EU輸出総額は5,910億ドル、EUからの輸入総額は7,111億ドルとなっている。貿易収支は黒字であるサービス分野を除くと1,200億ドルの赤字であり、その改善が米国の課題の1つとなっている<sup>42</sup>。

対EUの貿易交渉のこれまでの取り組みとしては、前オバマ政権時代に検討された大西洋横断貿易投資パートナーシップ協定（Transatlantic Trade and Investment Partnership：T-TIP）が挙げられる。T-TIPは米・EU間で非関税障壁の削減や規制の改善などを目指す自由貿易協定であったが、15回の交渉の末、2016年にとん挫することとなった<sup>42</sup>。その後、2018年10月6日、トランプ政権は議会に対してEUとの貿易交渉の開始を通知し貿易交渉を再度開始した。米国の交渉上の優先事項を検討するため、USTRは2018年11月15日よりパブリックコメントの募集を行い150以上の意見書を受け付けた。その後、同年12月の公聴会等をふまえUSTRは対EU貿易交渉における交渉目標を設定した。

こうした貿易交渉と並行して米国とEU間には貿易摩擦が発生している。トランプ政権はEUとの貿易は不公平であり、より公正でバランスのとれた関係性を求める立場をとっている。2018年6月、米国はEUからの鉄鋼とアルミニウムの輸入に対して安全保障上の脅威を理由に通商法232条を発動した。米国による通商拡大法232条発動に対してEUも報復関税を発動し、米・EU間の貿易摩擦が深刻化した。このような状況下、米・EU間は2018年7月に首脳会談を実施し、共同声明を発表した。共同声明では、米・EU間貿易における鉄鋼・アルミへの関税措置問題を含む関税障壁・非関税障壁等に関する両者の取り組みが含まれており、取り組み推進のための上級作業部会の設置が決定した。

図表 67 米・EU 共同宣言の主な内容<sup>43</sup>

項目	共同声明の概要
1	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自動車を除く工業製品の関税、非関税障壁、補助金をゼロに向けて両国が取り組む。</li><li>● サービス、化学製品、医薬品、医療機器、大豆の貿易障壁を削減し、貿易を拡大するために取り組む。</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>● エネルギーに関する戦略的協力を強化する。EUは米国産天然ガス（LNG）の輸入を拡大することを望む。</li></ul>
3	<ul style="list-style-type: none"><li>● 貿易における官僚主義的障壁、コストの削減に向けた緊密な対話を立ち上げる。</li></ul>
4	<ul style="list-style-type: none"><li>● WTOを改革し、知的財産の収奪、強制的技術移転、産業補助金、国営企業による歪曲化及び過剰生産を含む不正な貿易慣行に対処し、米国及び欧州の企業を守るために緊密に協力する。</li></ul>

<sup>42</sup> Congressional Research Service, "Proposed U.S-EU Trade Agreement Negotiations", 2019.5'

<sup>43</sup> European Commission, "Joint U.S.-EU Statement following President Juncker's visit to the White House", 2018.7

項目	共同声明の概要
5	● 上記議題を前進させるため、上級作業部会（Executive Working Group）を直ちに立ち上げることを決定。
6	● 鉄鋼・アルミへの関税措置及び対抗措置の問題について解決することを望む。

## (2) 農作物貿易分野における交渉目標と現状

対 EU 貿易交渉における農作物分野の交渉目標は5項目が示されている。主な内容としては EU との農作物貿易における関税・非関税障壁を低減することによる米国産農産物の EU 市場へのアクセスの拡大、米・EU 間の規制・標準の両立性の向上、農業バイオ技術関係の情報交換・技術協力の枠組み構築の促進等が含まれている。

図表 68 農作物貿易分野における交渉目標<sup>44</sup>

項目	交渉目標
1	● 農作物に対する関税を削減または撤廃することにより、EU における米国産農作物の包括的な市場アクセスを確保
2	● 輸入の影響を受けやすい農作物は、調整期間を設け、米・EU が関税削減交渉を開始する前の段階で議会と緊密な協議を実施
3	● 米国による農作物市場へのアクセスを不当に減少させたり、農業市場を歪めたりする慣行の排除（※米国産農産物を差別する非関税障壁や関税割当量管理の制約）
4	● 米・EU の規制や標準の差異から生ずる負荷の軽減を目的とした、より両立性の高い規制・標準の促進
5	● バイオ技術を活用した農業製品の貿易に関する個別具体的なコミットメントの確立（※バイオテクノロジー製品に係る透明性、情報交換のメカニズム、技術協力関係 等）

米・EU 間の貿易交渉上の主要な課題の1つとしては、EU が農業分野を交渉項目から除外している点が挙げられる。米国では議会や農業団体が対 EU 貿易交渉に農業分野を含めることを強く求めており、トランプ大統領も EU が農業分野を交渉項目に含めない場合、自動車追加関税を課す可能性を度々示している<sup>42</sup>。その一方 EU は、2019年4月に執行機関である欧州委員会に米国との通商交渉に関する権限を与えることで合意し交渉体制を整えたが、農業分野は交渉権限には含まれておらず、一貫した姿勢をみせている<sup>45</sup>。また、EU は仮に米国が通商法 232 条や 301 条に基づきさらなる関税等の制限を加える場合、現在の貿易交渉そのものを停止するスタンスをとっている。

米・EU 間の貿易交渉の進展としては米国産牛肉の EU の輸入拡大合意が挙げられる。同合意は 2019 年 11 月に欧州議会において承認<sup>46</sup>されており、現行の無関税輸入枠（年 4 万 5,000 トン）内の米国産牛

<sup>44</sup> USTR, "United States-European Union Negotiations Summary of Specific Negotiating Objectives", 2019.1

<sup>45</sup> Reuter, "EU says it is ready to launch U.S. trade talks, but without agriculture", 2019.4.15

<sup>46</sup> ロイター通信、"EU、米国産牛肉の輸入拡大を承認"、2019.11.29

肉の割当枠を 2020 年から拡大させることが可能となる。WTO 規則の下では無関税輸入枠内に米国産以外の牛肉の割当も義務付けられており、他国の合意が必要だが、米国産牛肉の割当枠は当初の 1 万 8,500 トンから 7 年かけ 3 万 5,000 トンに拡大する見通しである。ただし、無関税枠増加の対象となる牛肉は成長ホルモン剤を投与していない牛肉<sup>47</sup>である点には留意が必要である。

このほか、米国の対 EU 貿易交渉に影響を与える要素として英国の EU 離脱が挙げられる<sup>48</sup>。EU における英国は他の加盟国と比較すると貿易自由化に積極的であった。そのため、英国が EU から離脱することにより、自由貿易に対する EU の姿勢がより硬直化する可能性が指摘されている。また、仮に米英自由貿易交渉の結果、英国の規制の枠組み等がより米国に適応する形になれば、EU に対する交渉テコとして活用できるのではないかとの期待もある。

### (3) 評価

米国の主要農業団体は米国と EU の食品安全等の規制水準の隔たりを大きな課題として認識している。米国の生産者にとって、こうした規制水準は科学的ではなく、主に EU 内の生産者の保護や消費者団体等の声を反映したものだとの理解も存在している。車のシートベルトやバンパーの基準でも米国と EU では問題を抱えているのに、ましてや牛肉、豚肉、家禽の安全上の問題に関して合意に達することはより難しいとの声も聞かれた。

関税障壁と非関税障壁のうち、非関税障壁においても多くの課題があるとの姿勢が示されている。例えば豚肉に関してだけでも、EU はラクトパミンの使用禁止等、約 20 個程度の非関税障壁を課している。このような非関税障壁は他の農作物にも存在することから、農業全体でみると米・EU 間には大きな隔たりが存在しており、両国が合意に達することは困難であるとの意見もあった。過去 1 年間での米 EU 貿易交渉の進展と言える EU による米国産牛肉の無関税輸入枠の拡大に関しては、非ホルモン牛の生産者に利益をもたらすとの肯定的な評価がされている。しかし、ホルモン剤を投与されていない牛が対象になっていることから、ホルモン牛の EU 輸出への関心が引き続き継続している。

図表 69 現地ヒアリング結果の要点

主な評価・認識
<ul style="list-style-type: none"> <li>● EU との貿易交渉は過去に TTIP が検討されていたが、うまくいかなかった。EU 内では主に加盟国の国内的な理由から既に形成された基準があり(生産者の生産コストが相対的に高いため国内生産者を保護する必要性)、それを米国側と調和のとれた形にするのは難しいと考えている。例えば車のシートベルトやバンパーの基準でも米国と EU では問題を抱えているのに、ましてや牛肉、豚肉、家禽の安全上の問題に関して合意に達することはより難しい。米国の生産者の方が EU 内の生産者よりも低価格で生産することができることから競争力が高く、EU はこうした農作物の輸入を避けるために科学的基準に基づかない非関税障壁を設けている。加えて、仮に非関税障壁がなかったとしても、関税のために米国産農作物は EU 内では高価格となり競争力を失うだろう。EU の非関税障壁の例としては塩素消毒鶏肉の輸入禁止措置が存</li> </ul>

<sup>47</sup> European Commission, “The European Union and the United States sign an agreement on imports of hormone-free beef”, 2019.8.2

<sup>48</sup> Congressional Research Service, “International Trade and Finance for the 116<sup>th</sup> Congress”, p31, 2020.1

## 主な評価・認識

在する。米国の鶏肉生産者の15~20%ほどしか塩素消毒は行わないため、そうではない鶏肉をEUに輸出しているが、関税が高いため競争力を失ってしまう現状がある。そもそもEUは生産者の生産コストが高いため、EU加盟国はそうした生産者の保護を目指している。バイオ技術規制や地理的表示制度も同様の理由から発生する非関税障壁である。EUの矛盾は、とうもろこしや大豆に関してはこうした問題が発生せずに輸入を受け入れている点である。(一般農業団体関係者)

- 塩素消毒鶏肉に加え、EUは養豚産業が活用するいくつかの添加物に関しても米国と問題を抱えている。EUはこれらの手段を米国からの輸入増加を回避するために利用しているようである。EUに対処する方法はWTO訴訟等、WTOより積極的に活用することが有効だと考えている。ただし、仮にWTOで勝訴したとしてもEU内のプロセスで遵守に数年以上を要する。このほか、EU内では生産者から生産物を保護するためのツール(殺虫剤等)の選択肢を取り上げているとの声が上がっている。しかし、仮にEUがバイオ技術を承認したとしても、個別の加盟国はそれを拒否することもできる。バイオ技術を用いなければ農業者の競争力も向上しない。そうなると、公的な補助金を通じて農家を支援するしかない。(品目別農業団体関係者)
- EUに関して、ある規制を実施するには何を目的とした規制なのかをしっかりと考える必要がある。例えば食品安全性に係る規制であれば、安全な食品をつくることが目的であり、規制ありきではない。安全な食品をつくることを目的に建屋の色を赤くする規制が存在したとしたらそれは全く意味をなさない。現在のEUの規制水準は科学的見地に基づかず、NGO等の意見を取り入れながら形成されているようだ。EUが現在の規制水準を維持するのは良いが、より多くの米国産農作物を受け入れることを求めている。(品目別農業団体関係者)
- 英国のEU離脱後の影響評価は難しい側面がある。そもそもEUとはGMOやバイオ燃料と関係する再生可能エネルギー指令のため、我々は厳しい立ち位置にある。この意味でEU内の市場を伸ばしていくことは難しいと考えている。(品目別農業団体関係者)
- EUとの貿易交渉に関しては、農業を含む包括的な合意を支持する。また、合意では米国産の豚肉に対するすべての関税・非関税障壁が取り除かれ、米国の規制基準が考慮されることを望む。米国の豚肉生産者としては、EUの規制水準に合わせて生産方法を変更はしないだろう。現状、豚肉に関してだけでも、EUはラクトパミンの使用禁止等、約20個程度の非関税障壁を課している。このような非関税障壁は他の農作物にも存在することから、農業全体で見ると米・EU間には大きな隔たりが存在しており、両国が合意に達することは困難であると考えている。(品目別農業団体関係者)
- 対EU貿易交渉での進展は35,000トンの牛肉の無関税枠である。ただし、この枠はホルモン牛ではなくホルモン処理がされていない牛が対象となっている。EUの関税・非関税障壁は複雑であり、その基準を満たそうとすると生産コストが高くなってしまふ。その意味でEUの生産者は政府から多くの支援を受け支えられていると言える。EUと米国では生産方法に関する根本的なスタンスの違いが存在する。米国では飼料等のインプットをできる限り少なく使用し、環境への負荷を低減させている。環境に良く、高品質な牛肉を効率的に生産することを目指している。現在、世界の人口は増加し環境への配慮が求められる。そのため、科学に基づく米国の生産方法は世界のモデルになりうる。(品目別農業団体関係者)

## 3-2 対英貿易政策

### (1) 背景

英国は2017年3月にEU離脱に向けた手続きをEUと開始した。英国のEU離脱を見据え、米国は同年7月に英国と貿易・投資ワーキンググループ（U.S.-UK Trade and Investment Working Group）を設立した。同ワーキンググループは、1）Brexit実施前の米英の貿易・投資関係の強化、2）Brexitに伴い米国とEU間で締結されている各種合意の米英合意への移行に向けた調整、3）Brexit後の米英自由貿易協定に向けた基本的な方針等の策定、4）世界的な各種貿易問題における連携検討を目的としている。

2018年10月16日、トランプ大統領の指示によりライトハイザーUSTR代表は、Brexit後の英国との貿易交渉開始を議会に通知した。その後、2018年11月16日から2019年1月15日の約2か月に渡り、USTRは対英国通商交渉における米国の優先事項等を検討するためのパブリックコメント期間を設けた。パブリックコメント終了後、USTRは関係する議会委員会や貿易諮問委員会との協議を踏まえ、2019年2月28日に米英通商交渉の詳細な交渉目標を公開した。<sup>49</sup>

対英通商交渉目標では、米英の貿易総額は年間2,300億ドルに達するにも関わらず、英国の課税関税・非関税障壁が公正でより深い貿易関係の発展への障害であるとされており、そうした障壁に対する取り組みとして物品貿易、投資、知的財産等を含む24分野においてそれぞれ目標が示されている。24分野の交渉目標には、米国産農産物の英国市場へのより大きなアクセス、米国産工業製品の包括的免税アクセス、法的強制力のある衛生・植物検疫上の義務、米国の金融サービス事業者の市場機会の拡大、ソフトウェア、音楽、ビデオ、電子書籍などのデジタル製品への関税撤廃、英国による為替操作防止保障等が含まれている。<sup>50</sup>

### (2) 農作物貿易分野における交渉目標と現状

対英通商交渉目標における農作物貿易分野では5つの項目が示されている。内容はEUに対する交渉目標と同一であり、英国との農作物貿易における関税・非関税障壁を低減することによる米国産農産物の英国市場へのアクセスの拡大、両国間の規制・標準の両立性の向上、農業バイオ技術関係の情報交換・技術協力の枠組み構築の促進等が含まれている。

図表 70 農作物貿易分野における交渉目標<sup>51</sup>

項目	交渉目標
1	・農作物に対する関税を削減または撤廃することにより、英国における米国産農産物の包括的な市場アクセスを確保

<sup>49</sup> USTR, "2019 Trade Policy Agenda and 2018 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program", 2019

<sup>50</sup> USTR, "United States-United Kingdom Negotiations Summary of Specific Negotiating Objectives", 2019

<sup>51</sup> USTR, "United States-U.K Negotiations Summary of Specific Negotiating Objectives", 2019.2

項目	交渉目標
2	・輸入の影響を受けやすい農作物は、調整期間を設け、米英が関税削減交渉を開始する前の段階で議会と緊密な協議を実施
3	・米国による農作物市場へのアクセスを不当に減少させたり、農業市場を歪めたりする慣行の排除（※米国産農産物を差別する非関税障壁や関税割当管理の制約）
4	・米英両国の規制や標準の差異から生ずる負荷の軽減を目的とした、より両立性の高い規制・標準の促進
5	・バイオ技術を活用した農業製品の貿易に関する個別具体的なコミットメントの確立（※バイオテクノロジー製品に係る透明性、情報交換のメカニズム、技術協力関係等）

このように米国は英国の農作物市場へのアクセス拡大を狙っている一方、両国間の農作物貿易分野における争点として塩素消毒鶏肉（Chlorinated Chicken）問題が存在している。米国では鶏肉への塩素消毒が行われているが、食品安全上の懸念から EU は米国産の塩素消毒鶏肉の輸入を禁止している。EU 加盟国である英国も現在は塩素消毒鶏肉の輸入をしていないが、Brexit 後も引き続き塩素消毒鶏肉の輸入に対して消極的であり、新たな貿易協定を米国と締結する際も食品衛生水準は低下させないとの立場を示している。また、バイオ技術を活用したホルモン牛の輸入に対しても英国は消極的な姿勢をみせている。他方、英国は自国産のラム肉・牛肉の米国市場への輸出拡大を狙っている。

米国内における英国に対する交渉スタンスも、米国議会のねじれ状態から一枚岩とはなっていない。合意なき EU 離脱が発生した際の米英通商協定に関して、議会上院の共和党議員 40 名以上がそれを支持する書簡を共同でボリス・ジョンソン英首相に送付した一方、下院歳入委員会議長リチャード・ニール（民主党・マサチューセッツ州）は慎重な姿勢を示している。また、下院議長であるナンシー・ペロシー（民主党・カリフォルニア州）は、多くの合衆国議員が EU 離脱後のアイルランド国境問題にも注目していると述べている。こうしたことから、対英通商交渉を含む米国の英国への立場は議会内においてまとまりが弱いと考えられる。

### (3) EU 離脱の進展と米国の対英貿易交渉への影響

#### ① Brexit までの経緯

2016 年の国民投票の結果、52%が EU 離脱に賛成したことから英国の EU 離脱に向けた動きが進みだし、当初離脱は 2019 年 3 月 29 日に発生することが見込まれていた。しかし 2019 年初頭に英国議会がメイ政権時の EU 離脱合意案を否決したことから英国の EU 離脱は失敗に終わった。同年 6 月にメイ首相が保守党党首を辞任後、ボリス・ジョンソン保守党党首選に勝利し 7 月に首相となった。ボリス・ジョンソン首相は就任後に EU に対して離脱期限延長を要請し、2020 年 1 月 31 日を離脱期限として EU からの合意を得た。

ボリス・ジョンソン首相は、EU 離脱を推進することを目的として解散総選挙を実施する法案を提出し続けた。その結果、同法案が可決され 2019 年 12 月に総選挙を実施することとなった。総選挙は主に

EU 離脱を争点として実施され、2019 年 12 月 12 日の投票の結果、ボリス・ジョンソン首相が率いる保守党が勝利した。選挙結果では保守党が下院にて 47 議席を伸ばし 365 議席となり、650 議席全体の 43.6%を占めるに至った。これにより、単独過半数確保に必要な 326 議席を超えることとなった。一方、Brexit に代わる明確なビジョンを示すことのできなかつた保守党は 59 議席を失い 203 議席（32.2%）となった。なお、スコットランド国民党（Scottish National Party : SNP）は 13 議席を新たに獲得し 48 議席を占めることとなり、スコットランド独立に向けた関心の高まりが指摘されている。

図表 71 2019 年総選挙の結果

政党	議席	議席増・減少	割合
保守党 (Conservatives)	365	+47	43.6%
労働党 (Labor)	203	-59	32.2%
スコットランド国民党 (Scottish National Party)	48	+13	3.9%
自由民主党 (Liberal Democrats)	11	-1	11.5%
民主連合党 (Democratic Unionist Party)	8	-1	0.8%
その他	15	+2	7.9%

総選挙の結果ボリス・ジョンソン首相率いる保守党が勝利したことで、2020 年 1 月末の英国の EU 離脱が現実的なものになった。2020 年 1 月 9 日、総選挙後に新たに始まった議会にて、賛成 330・反対 231<sup>52</sup>にて修正版 EU 離脱法案が下院を通過した。その後、同法案は上院を通過しエリザベス女王の裁可を経て、1 月 23 日に成立した。これにより英国側の離脱に向けた準備が整った。

## ② Brexit のプロセスと想定される影響

英国の EU 離脱プロセスでは、2020 年 12 月までの 11 か月に及ぶ移行期間が設けられる。移行期間中の英国の規制等は全て EU の枠組みに従い、EU 単一市場・関税同盟の一員のみであり、移行期間後はこれらの枠組みから完全に離脱することとなる。なお、英国・EU 間の離脱合意では必要に応じて 1 年もしくは 2 年の延長が認められている。しかしボリス・ジョンソン首相は移行期間の延長は考えておらず、2020 年末に EU を離脱する意向を示している<sup>53</sup>。また、英国は 11 か月の移行期間中に EU との自由貿易協定締結に向けた交渉を行い合意まで達することを目標としている。加えて、英国は EU との自由貿易協定を通じ、最高クラス（Best in Class）の成果を得ることを目指している。しかし EU 側としては、英国は EU 単一市場外となるため、それに応じた貿易関係になるという姿勢を示している<sup>54</sup>。

<sup>52</sup> BBC News, "Brexit: MPs give final backing to withdraw agreement bill", 2020.1.9

<sup>53</sup> Euronews Alasdair Stanford, "What has changed with Boris Johnson New Brexit Bill", 2019.12.20

<sup>54</sup> European Commission, "Speech by EU trade commissioner Phil Hogan at Dublin Business Event", 2019.12.6

英国と EU との交渉期間に関しては、ウルズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が、11 か月で合意に達するのは非常にチャレンジングであり、限られた時間で最善を尽くすしかないと述べている<sup>55</sup>。また、同交渉期間では交渉可能な範囲も限定されるのではないかとの声も EU 側から上がっている。そのため、実際に英国が目指すような合意に到達するかは不透明な側面がある。仮に英国が EU との自由貿易協定合意を得られないまま EU を離脱する場合、WTO 原則に則る貿易が英国・EU 間では行われることになる。その場合、現在は課されていない関税や各種非関税障壁が発生するため、貿易やビジネスを行う上でのコストが上昇する。

英国が EU と自由貿易協定を締結する以外の選択肢としては、EU 離脱後も EU 関税同盟の一員であり続けるという可能性である。しかし EU 関税同盟に参加する場合、参加国の貿易交渉権限へ制約が課されることとなり、英国独自の貿易交渉を行うことができなくなる。ボリス・ジョンソン政権もこうした選択肢に対しては否定的な姿勢を示している。このことから、現時点においては英国が EU 離脱後も EU 関税同盟の一員になるという可能性は低いと考えられる。

### ③ 米国の対英貿易交渉への影響

英国の EU 離脱が決定したことにより米国では英国との自由貿易協定促進に向けた期待が存在している。特に、現在は EU の水準となっている各種規制に関して米英自由貿易協定を通じてより米国と整合性のとれたものにすべきだという姿勢が、米国や英国の民間セクター等において存在している。しかし、英国内では塩素消毒鶏肉やホルモン牛等に関して米国の食品衛生基準に対する不安感もあることから、英国の規制水準を米国のものへ早期に適応させていくことは容易ではないと考えられる。

また、米英自由貿易協定交渉は、英 EU 自由貿易協定がどのように進展し合意されるのかに影響を受けるとの指摘もされている。例えば、仮に英国の離脱期間中に英 EU 貿易交渉がまとまり、英国が EU と同様の規制水準を引き続き維持することが決定される場合、米英自由貿易協定においても米 EU 自由貿易協定と同様の問題に直面する可能性がある。EU との規制水準を英国がどこまで合わせるかにより、米英自由貿易協定も大きな影響を受けるということである。このほか、米英自由貿易協定においては包括的な合意が目指されるのか、あくまで部分的な合意を目指すのかという選択肢が存在している。包括的な貿易協定合意の例としては USMCA、分野を絞った部分的合意の例では 2019 年の日米貿易協定が挙げられる。

---

<sup>55</sup> Jim Brunsten, "Brussels Warns UK will suffer more from lack of a EU trade deal", 201912.18



図表 72 Brexit のパターンと想定される影響

番号	Brexit のパターン	想定される影響	米国の対英貿易交渉への影響
1	EU 関税同盟の枠組に残る	<ul style="list-style-type: none"> <li>● EU 市場との安定的な貿易</li> <li>● 英国の自主貿易交渉権限の制限</li> <li>● EU レベルの国内規制水準の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対 EU 貿易交渉と同様の関税・非関税障壁の問題発生</li> </ul>
2	EU と自由貿易協定を締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 英国の自主貿易権限回復</li> <li>● EU 市場との安定的な貿易</li> <li>● EU レベルの国内規制水準の継続 ※EU との合意内容に応じて変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● EU との合意内容、英国の国内規制水準の程度に応じて貿易交渉が進展</li> </ul>
3	EU と自由貿易協定を締結することなく EU を離脱し WTO 規則へ後退	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 英国の自主貿易権回復</li> <li>● EU 市場へのアクセスに関税・非関税障壁</li> <li>● EU にとらわれない国内規制水準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記 2 と比較してより柔軟な条件での貿易交渉が進展</li> </ul>

(4) 評価

米国の対英貿易交渉は Brexit の結果に左右されるとの見方が基本的である。対英貿易交渉が円滑に進む条件としては、英国が EU 関税同盟等の枠組に残ることなく完全に EU を離脱する点が挙げられている。これに関しては上述の通りジョンソン政権は自主貿易権を求めるスタンスを示しているため、現状のまま事態が推移すれば英国は EU の枠組から完全に離脱すると考えられる。また、完全に EU を離脱する場合においても、英国内の規制水準が EU と同等のもので継続するか否かも米国の対英貿易交渉に影響を与える要素である。仮に EU レベルの規制水準が維持される場合、対英貿易交渉においても対 EU 貿易交渉と同様の問題が発生する可能性が指摘されている。英国の国内規制水準がどのような形になるかに関しては、英国市民が EU 規制水準の下生活を続けてきたことや、保護主義的な消費者団体による影響を懸念する声も聞かれた。

図表 73 現地ヒアリング結果の要点

主な評価・認識
<ul style="list-style-type: none"> <li>● Brexit 後の英国に関して、EU の規制水準を維持するか等の予測は難しい。英国は 6,000 万人の消費者を有する市場ではあるが、中国やその他の欧州諸国と比較すると相対的に小さいと考えている。英国市民一般に関していえば、塩素消毒鶏肉やホルモン牛を受け入れる意欲は少ないようである。(一般農業団体関係者)</li> <li>● 対英貿易交渉が円滑に進むには 2 つの条件がある。1 つは Brexit が正常に行われ EU から切り離されることである。2 つ目は Brexit 後の英国の規制が EU と同水準を維持しないことである。この 2 つの条件が揃いはじめて米国が農作物分野での交渉ができる素地が整う。英国が EU と同水準の規制水準を維持することもありうるが、米国は反対するだろう。(品目別農業団体関係者)</li> <li>● 英国が完全に EU から離脱するまで米国は英国との貿易交渉を始めることはできない。そのため、英国が農作物分野の交渉においてどのようなスタンスをとるかは予測することが難しい。ただし、EU 離脱後の英国における規制の枠組に関して、例えばバイオ技術分野においては英国独自の基準を設けたとしても我々は驚かない。これまで英国は EU のコミットロジ</li> </ul>

### 主な評価・認識

ープロセスにおいて科学に基づく認証 (Science Based Approval) を否定してはいないからである。(品目別農業団体関係者)

- EU 離脱後の英国が EU と同レベルの基準に固執するのであれば、実態としては EU との貿易交渉とあまり変わらないものになるのではないか。一方、ハード Brexit となる場合は、より交渉の余地があると考えている (品目別農業団体関係者)
- 英国との自由貿易交渉を支持しており、我々のスタンスは EU に対するものと同様である。米国産豚肉に対する関税・非関税障壁を取り除く必要がある。Brexit 以前に貿易交渉に向けた対話を開始することは可能だが、実際の交渉は Brexit 後になるだろう。我々はトランプ政権と英国政府関係者に対して対英自由貿易交渉を支持することを表明している。仮に英国が EU と同等の規制水準を維持する場合、我々としては反対である。我々としては、英国の農家の多くは現状のやっかいで過剰な規制から抜け出すために Brexit を支持していると理解している。EU を離脱してなお EU 基準の規制水準を維持することは、そうした農家にとって理にかなわないと考えている。(品目別農業団体関係者)
- 英国に関して、国民は EU の規制水準の下で数十年間を生活し、その中で醸成されたメンタリティは何世代も存在している。このほか、保護主義的な団体や消費者グループも存在する。しかし世界的な観点でいえば消費者は安全性が高く手頃な製品を求めている。この点において米国の生産者は優れている。そのため、厳しい可能性はあるが中長期的な市場構築が重要になると考えている。(品目別農業団体関係者)

## 3-3 USMCA

### (1) 背景

農作物・食品分野においてカナダはアメリカにとって最大の輸出先 (206 億ドル・2017 年) であり、メキシコは三番目に大きな輸出先 (186 億ドル・2017 年) となっている<sup>56</sup>。1993 年に米国・カナダ・メキシコ間で NAFTA が締結されて以降、米国からこれら 2 か国に対する農作物輸出が拡大されてきた。例えば 1992 年時点のカナダ・メキシコへの農作物輸出額は 87 億ドルであったが、25 年後の 2017 年には 390 億ドルと 303 億ドル増加している。米国のカナダ・メキシコからの農作物輸入も増加を続けており、同じ期間で 65 億ドルから 470 億ドルへと 405 億ドル増加した。その一方、農作物分野における米国の貿易赤字が 2014 年から発生しており、2017 年には NAFTA 締結以来最大の貿易赤字を記録した。

トランプ大統領は選挙時の公約で NAFTA の再交渉を挙げていた。そのため、同政権は公約通り 2017 年 3 月に NAFTA 再交渉を進める旨連邦議会への通知を行った。その後同年 8 月に米国・カナダ・メキシコ間の交渉が公式に開始され、約 1 年間の調整の末、2018 年 9 月に NAFTA 新協定である USMCA の合意に達した。同年 11 月には米国・カナダ・メキシコの各首脳により署名された。USMCA の批准をメキシコが 2019 年 6 月に最も早く実施した。

米国ではトランプ政権による早期批准の推進を共和党や産業界が支持していた。しかし労働組合を主な支持基盤とする民主党は、労働者の権利や環境、医薬品に関する協定内容の一部に懸念が残るとした

<sup>56</sup> Congressional Research Service, "Agricultural Provisions of the U.S-Mexico-Canada Agreement", 2018.10

57。ナンシー・ペロシ下院議長（民主党・カリフォルニア州）は、こうした懸念が解決されるまでは法案審議を進めないとの姿勢をとっていた。批准に向けた議会における合意を得るため、民主党はロバート・ライトハイザーUSTR 代表と（1）薬価、（2）労働、（3）環境、（4）合意内容の執行の4分野に關係する作業部会を立ち上げ協議を行い、USMCA の修正案を作成した。その後、USTR はカナダ・メキシコに対して USMCA 修正案を提示・調整を行い、2019年12月10日にはこれら3か国が USMCA 修正案に合意するに至った。

修正版 USMCA は2019年12月12日にメキシコ議会上院で賛成107・反対1票にて可決された。米国においては、2019年12月17日に下院にて米国・カナダ・メキシコ協定実施法案（the United States-Mexico-Canada Implementation Act (H.R.5430)）の審議が開始され、2日後の2019年12月19日に可決された。上院でも2019年12月16日に同様の内容の法案（S.3052）審議が開始され、1か月後の2020年1月16日に可決された。同法案はトランプ大統領により1月29日に署名された。同日、カナダではクリスティア・フリーランド副首相兼政府間関係相がカナダ・米国・メキシコ協定（CUSMA）実施法案を提出し、批准に向けた国内手続きが本格化する予定である<sup>58</sup>。しかし、自動車分野の運用規則が定まっておらず、カナダが批准したとしても実際の発効は2020年夏以降との見方も存在している。

## (2) USMCA の主な概要

USMCA は34の章と12の付属書から構成されている。関税障壁・非関税障壁の撤廃を含む多くの内容は NAFTA を引き継ぐものとなっている。新たに導入された事項としては、自動車等の原産地規制（Rules of Origin : ROO）の厳格化や、知的財産権（Intellectual Property Rights : IPR）・デジタル貿易・サービス貿易等の規定の最新化などが挙げられ、NAFTA 発効から約30年が経過した現在の社会経済情勢に合わせたものとなっている。また、追加されたサンセット条項（Sunset Clause）では、USMCA の期限を16年とし、協定発効6年目に各国の延長の意思を確認し、合意されれば更に自動的に期限が延長される旨規定された。このほか、非市場経済国との FTA 交渉開始前の通知や署名前のレビュー等を実施することが盛り込まれた。同規定では、USMCA 参加国のうち1か国が中国等の非市場経済と FTA を締結する場合、ほかの参加国が USMCA から脱退することができるとしている<sup>59</sup>。

## (3) 米・カナダ・メキシコ3か国間農作物貿易への主な影響

米国国際貿易委員会（United States International Trade Commission: USITC）によると<sup>60</sup>、USMCA の枠組みを通じ、米国産農作物・食品分野の年間輸出額が22億ドル増加すると予測されている。USMCA では主に米国・カナダ間での農作物貿易の変化が見込まれている。対カナダ輸出では、米国産乳製品・

<sup>57</sup> Reuters, "U.S. Democrats concerned about USMCA enforcement, Pelosi tells Canada's Trudeau", 2019.9.4

<sup>58</sup> Justin Trudeau, Prime Minister of Canada, "Statement by the Deputy Prime Minister on the introduction of legislation to implement the new NAFTA", 2020.1.29

<sup>59</sup> Congressional Research Service, "International Trade and Finance for the 116<sup>th</sup> Congress", p28, 2020.1

<sup>60</sup> United States International Trade Commission, "U.S.-Mexico-Canada Trade Agreement: Likely Impact on the U.S. Economy

鶏肉・鶏卵・小麦等の輸出増加が見込まれている。また、カナダからの輸入ではカナダ産砂糖や乳製品等が微増するとされている。一方、米国・メキシコ間は既に農作物の関税がゼロとなっているため、農作物貿易では大きな変化は見込まれておらず、これまでの関係性が継続されると考えられる<sup>61</sup>。また、メキシコとの貿易赤字の改善に関しても目に見える効果はないだろうと予測されている<sup>62</sup>。

### ① 米国の農作物輸出入への主な影響<sup>56</sup>

NAFTA では基本的に全ての農作物・食品の関税はゼロとされていたが、米国産の乳製品や家禽をカナダが輸入する際はゼロ関税条件から除外されていた<sup>63</sup>。USMCA では NAFTA においてゼロ関税除外の扱いを受けていた品目に変化が加えられている。まず、USMCA では米国産乳製品のカナダにおける市場アクセスが拡大する。現在、カナダは米国産乳製品に対して無関税枠を設けており、無関税枠を超えると 313.5%の関税が課されるようになっている。USMCA では、米国産乳製品の無関税枠を毎年増加させていくことが見込まれている。想定される乳製品にはミルク、チーズ、クリーム、スキムミルクパウダー、濃縮ミルク、ヨーグルト等が含まれている。無関税枠は1年目で 16,667 メトリックトン、6年目で 100,000 メトリックトン、19年目で 109,103 メトリックトンまで増加する予定である。また、USMCA では関税割当制の実施上の透明性を担保するための規定が盛り込まれている。規定には既存の低関税割当量を変更する場合の事前通知、低関税割当量を用いた輸入の実施程度に関する情報公開等が含まれている。

図表 74 想定される無関税枠の増加量（単位：メトリックトン）

乳製品の分類	1年目	6年目	19年目
ミルク	8,333	50,000	56,905
クリーム	1,750	10,500	11,950
スキムミルクパウダー	1,250	7,500	8,536
バター、クリームパウダー	750	4,500	5,121
産業用チーズ	1,042	6,250	7,113
チーズ、全種類	1,042	6,250	7,113
ミルクパウダー	115	690	785
濃縮ミルク	230	1,380	1,571
ヨーグルト、バターミルク	689	4,135	4,706
粉バターミルク	87	520	592
ホエイパウダー	689	4,135	NA
天然ミルク関係の製品	460	2,760	3,141
アイスクリーム	115	690	785
その他乳製品	115	690	785
合計	16,667	100,000	109,103

出典：「USMCA Agriculture TRQs between Canada and the United States, Appendix-C」(USTR)

andon Specific IndustrySectors ”, 2019.4

<sup>61</sup> United States International Trade Commission, “U.S.-Mexico-Canada Trade Agreement: Likely Impact on the U.S. Economy and on Specific IndustrySectors ”, p22, 2019.4

<sup>62</sup> C.Fred Bergsten, “Trade Balances and the NAFTA Renegotiation, Peterson Institute for international Economics Policy Brief”, 2017.6

<sup>63</sup> Congressional Research Service, “Agricultural Provisions of the U.S.-Mexico-Canada Agreement”, 2019.4

乳製品分野の他、家禽分野の対カナダ輸出も拡大する見込みである。USMCA では米国産鶏肉及び鶏卵に対するカナダの無関税枠が増加する。USMCA 下においては、鶏肉の無関税枠は1年目で 47,000 トンに設定され、6年目には 57,000 トンに増加する。その後は10年間にわたり毎年1%ごと無関税枠を増加させ16年目には 62,963 トンに達する。そして同無関税輸入枠が維持される見込みである。鶏卵に関しては新たに1,000万ダースの無関税枠が毎年も受けられる予定となっている。なお、七面鳥やブロイラーの卵の無関税枠はカナダ側の生産状況に応じて設定される。

なお、USMCA では、米国はカナダ産の乳製品、砂糖、ピーナッツ、綿花をより多く輸入する見込みである。例えば米国はカナダ産の乳製品、砂糖等の低関税割当枠を増加させる。また、綿花とピーナッツに関してはUSMCA 発効から5年間をかけ関税を取り除くこととなっている。なお、カナダ産ピーナッツに関して、現在の米国の関税は131.8%に設定されている。

#### (4) 評価

米国の農作物団体はUSMCA をNAFTA の継続としてとらえており肯定的な評価をしている。特に米国・カナダ・メキシコ間では既にNAFTA を通じて農作物のバリューチェーンが構築されていたため、USMCA を通じて市場アクセスや貿易の安定性が引き続き確保されるという点が挙げられた。米国産農作物のカナダへの輸出に関しては、上述の通り米国産乳製品に対するカナダの無関税枠が増加するため、輸出量が増加することへの期待の声があった。また、一方、カナダ産乳製品の米国への輸入に関しては、カナダ産乳製品価格が相対的に高価であることから米国市場における競争力が弱く、実際は増加しないのではないかという見込みも指摘された。米国産農作物のメキシコへの輸出に関しては、NAFTA 下においても全ての農作物の関税がゼロとされていたため、現地ヒアリングを行った農作物団体としても新たな輸出増を見込む声は少なかった。ただし、乳製品に関してはパルメザン等、EU が保護しようとしている産品名称を米国が利用し続けることをメキシコが承認している点が非関税分野の肯定的評価として挙げられていた。

このほか<sup>64</sup>、USMCA による直接的な影響ではないが、トランプ政権の移民制限が一因となり米国における野菜の生産に必要な労働力が不足し、人手があまりいらない加工品の生産にシフトする可能性があるとの指摘があった。こうした事態が進むと、メキシコから生食用の野菜等の輸入を拡大せざるを得なくなる可能性が見込まれる。また、メキシコ側では米国からのトウモロコシ輸入がなくなると国内の牧畜や加工が成り立たなくなるという状況にあり、米国への依存度が高いことについては長年指摘されている。そのため、ブラジルやアルゼンチンを含む輸入先の多様化を試みているという報道等<sup>65</sup>がある。

<sup>64</sup> 第3回検討委員会における有識者の評価

<sup>65</sup> Los Angeles Times, "Mexico's bargaining chips with Trump? How about a corn boycott", 2017.3

図表 75 現地ヒアリングの結果の要点

主な評価・認識

- NAFTA 批准前はカナダとメキシコへの農作物輸出額は 80 億ドル程度だったが、批准後は 400 億ドルまで増加した。関税を撤廃することは常に貿易を促進することに役立つと考えている。現在中国への輸出が打撃を受けている中、我々としてはカナダとメキシコの市場の維持を重要視している。カナダとメキシコへの輸出金額は約 400 億ドルと農作物輸出の約 3 分の 1 を占めている。USMCA 下においては、米国からカナダへの乳製品の輸出の増加が年間 4 億ドル見込まれている。これはカナダの乳製品の無関税枠上限を引き上げるためである。メキシコに関しては、既に農作物の関税がゼロのため、大きな状況の変化は見込んでいない。(一般農業団体関係者)
- USMCA は基本的に NAFTA の継続である。米国の生産者に対する影響としては、乳製品のカナダへの約 3% の輸出増加が見込まれている。我々としては USMCA が議会を通過し実施するまで評価は難しいと考えている。(一般農業団体関係者)
- 既に NAFTA を通じて米国、カナダ、メキシコ間においてバリューチェーンが構築されている。そのため、USMCA の批准はこうした貿易の流れに安定性をもたらす。特に USMCA では SPS やバイオ技術に係る条件が改善されており、非関税障壁に対処するために役立つ。USMCA 批准後、メキシコへはとうもろこしやエタノールの輸出が増加すると見込まれる。また、カナダへはより多くの乳製品、エタノール、大麦 (Barley)、グレーンソルガムの輸出を見込んでいる。(品目別農業団体関係者)
- USMCA は確実性 (Certainty) をもたらす。USMCA に批准することで、その他の貿易摩擦の解決に向けた間接的な効果があるかもしれない。このほか、カナダとは米国産穀物が低評価 (Graded Low Level) とされる問題を抱えている。小麦業界もこの問題に取り組みなければならないと考えている。(品目別農業団体関係者)
- USMCA は現在存在する市場へのアクセスを保証する。メキシコに対しては織り糸 (Yarn) が大きな輸出市場となっている。織り糸はカナダに対しても輸出をしている。(品目別農業団体関係者)
- 大豆や大豆油の関税は NAFTA の時点で既にゼロであった。従って、USMCA の批准は関税の観点では大きな影響はない。USMCA による大豆の大きな輸出量増加は見込んでいない。重要なのは USMCA により貿易の確実性が高まる点である。USMCA では酪農と小麦以外はカナダとメキシコへの輸出増加可能性は少ないのではないかと。(品目別農業団体関係者)
- USMCA 批准で重要な点は 3 か国間の貿易の安定性をもたらすことである。特にメキシコに関しては輸出量の増加という観点ではなくこれまでの安定した貿易を継続できるという点を強調したい。USMCA により、カナダに対する乳製品の増加を見込んでいる。カナダの乳製品は価格が米国産と比べて高いため米国への輸入量は増加しないと考えている。メキシコに対しては既に関税がゼロのため変化はないと考えている。これ以外の USMCA の利益としては地理的名称が挙げられる。パルメザン等、EU が保護しようとしている产品名称を米国が利用し続けることをメキシコは承認している。(品目別農業団体関係者)
- USMCA は基本的に NAFTA の継続である。NAFTA を通じて米国の牛肉産業はカナダとメキシコ間に強固な市場を確立することができた。USMCA でも NAFTA と同じく関税は既にゼロであり、衛生・植物検疫面で改善が行われている。(品目別農業団体関係者)
- 我々は NAFTA や USMCA を強く支持しており、議会における USMCA 可決に向けた働きかけを実施している。USMCA の便益は NAFTA が生み出した貿易を継続できる点にある。(品目別農業団体関係者)

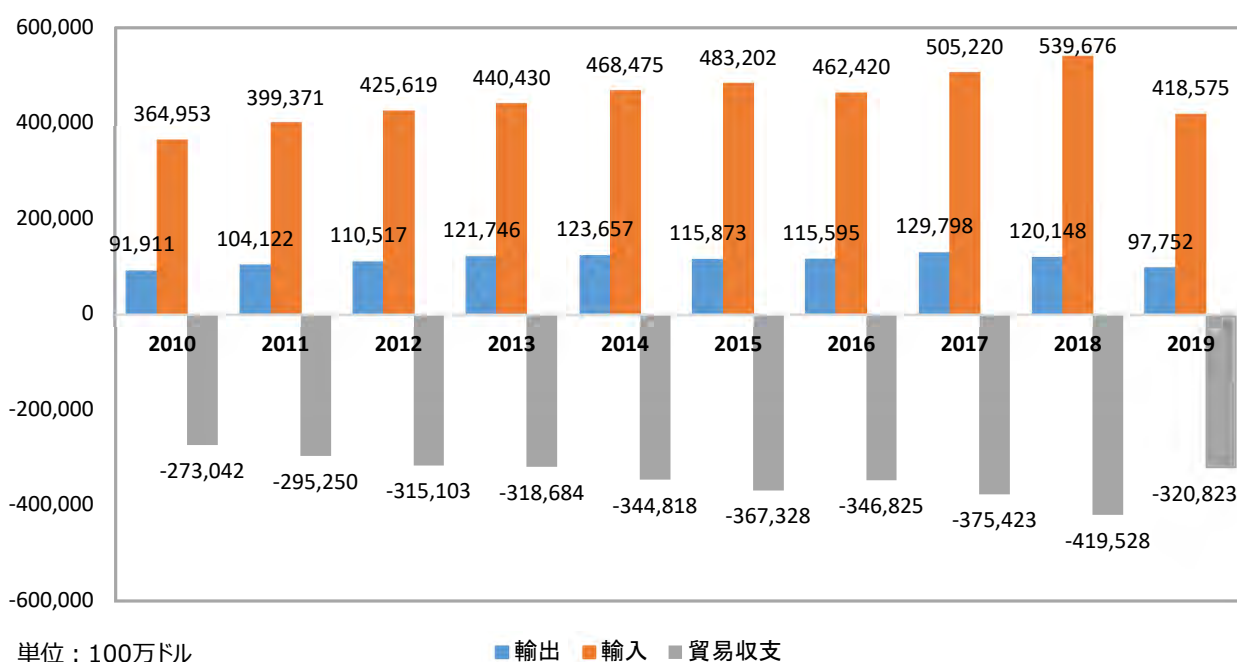
### 3-4 対中貿易政策

#### (1) 背景

米国と中国の経済的つながりは過去 30 年で大幅に密接となった。現在、中国は米国にとって最も大きな貿易相手国の 1 つである。2018 年時点では中国は米国にとって 3 番目に大きな輸出市場（1,200 億ドル・物品分野）であり、最大の輸入先（5,400 億ドル・物品分野）でもある。また、中国は日本に次ぐ世界で 2 番目の米国債保有国でもある。こうした経済的つながりの強さの一方、米国は中国の貿易・投資政策、商業慣習、そして貿易赤字の拡大に懸念を深めてきた。中国の貿易・投資政策や商業慣習とは、中国政府・共産党による産業政策、投資活動、民間企業の意味決定への影響等を通じた経済全体の統制を示している。とりわけ、米国企業が中国国内で事業を実施する際に条件とされる知的財産等の移転や開示については米国において強い懸念が持たれている<sup>48</sup>。

米国に中国に対する貿易赤字の拡大に関して 2018 年時点の米中物品貿易額をみると、米国の対中物品輸出額は 1,214 億ドル、中国からの輸入額は 5,396 億ドルとなっており、約 4,195 億ドルの貿易赤字が発生している。貿易赤字の過去 10 年の経過をみると 2010 年時点は 2,730 億ドルであったことから、2018 年までに約 1,500 億ドル増加したことがわかる。

図表 76 米国の中国との物品貿易額（2010~2019 年）



出典：「Trade in Goods with China」(US Census Bureau)

#### (2) 米中貿易摩擦の経緯

2018 年 3 月、トランプ政権は通商法第 232 条に基づき安全保障上の懸念を根拠にアルミニウムに 10%、鉄鋼に 25%を課すことを発表した。安全保障を理由にした輸入制限を発動するのは 36 年ぶりであった。

この措置により、一部の適用除外国を除く国からの鉄鋼・アルミニウムの輸入には追加関税が課されることとなった。また同月、トランプ政権は通商法第 301 条に基づく USTR の調査を通じ、米国企業に対する中国の強制的な技術移転政策、サイバー上での米国の知的財産権や企業秘密の窃盗、国家の関与した米国企業の戦略的買収等が認められたと発表した。そして、これら不公正な貿易慣行や政策を是正するために対中追加関税を実施するとした。トランプ政権による対中追加関税は 2018 年 7 月より 4 度にわたり発動された。第 1 弾は 2018 年 7 月、第 2 弾は 2018 年 8 月、第 3 弾は 2019 年 9 月と 2020 年 5 月、第 4 段は 2019 年 9 月に実施され、対中追加関税は最終的に 3,600 億ドル相当に達した。また、中国による報復関税も米国による追加関税に対応する形で行われ、最終的に 900 億ドルに達した。農作物貿易分野では、2018 年 4 月に中国が果物、ナッツ、豚肉を含む米国産輸入品 30 億ドル相当に追加関税、このほか大豆を含む 106 品目に対して 25%の追加関税を課した。これにより追加関税の対象となった米国の生産者は打撃を受けることとなった。

図表 77 米中貿易摩擦の主要な出来事 (2018~2020 年)

年	月	米国側の主要なアクション	中国側の主要なアクション
2018	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>通商法第 232 条に基づき、安全保障上の懸念を理由にアルミニウムに 10%、鉄鋼に 25%の追加関税を課す</li> <li>通商法 301 第条に基づき、中国の知財権侵害を根拠に制裁関税を表明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国側の追加関税に応じ、30 億ドル相当の米国産アルミニウム・鉄鋼に追加関税を課す</li> </ul>
	4		<ul style="list-style-type: none"> <li>果物、ナッツ、豚肉を含む 128 品目の米国からの輸入品 30 億ドル相当に 15~25%の追加関税を課す</li> <li>大豆を含む 106 品目に対して 25%の追加関税を課す</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国からの輸入品 (ハイテク製品 818 品目・340 億ドル相当) に対して 25%の追加関税を課す (追加関税第一弾)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国の追加関税に応じ、米国からの輸入品 (545 品目・340 億ドル相当) に 25%の追加関税を課す</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国からの輸入品 (ハイテク製品 279 品目・160 億ドル相当) に追加関税 25%を課す (追加関税第二弾)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国の追加関税に応じ、米国からの輸入品 (333 品目・160 億ドル相当) に 25%の追加関税を課す</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国からの輸入品 (5,745 品目・2,000 億ドル相当) に対して 10%の追加関税を課す (追加関税第三弾 (その 1))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国からの輸入品 (5,207 品目・600 億ドル相当) に 5~10%の追加関税を課す</li> </ul>
	11	追加関税を一時停止することで米中合意	
2019	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国からの輸入品 2,000 億ドル相当の追加関税を 10 から 25%へ引上げ (追加関税第三段 (その 2))</li> </ul>	
	6		<ul style="list-style-type: none"> <li>米国からの輸入品 600 億ドル相当に対して 25%、20%、10%の追加関税を課す</li> </ul>

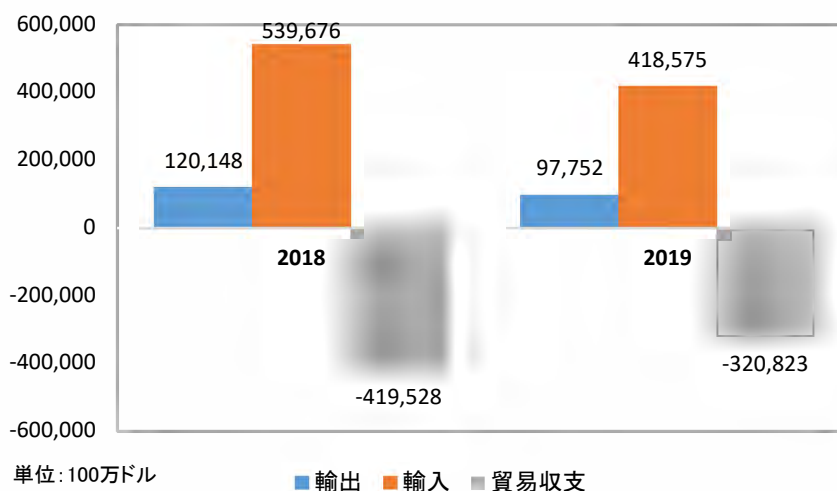


年	月	米国側の主要なアクション	中国側の主要なアクション
		● 新たな追加関税を課さないことで中国と合意。同時にハーウェイへの規制を緩和することで合意	● 米国産農作物を購入することで合意
		貿易交渉を再開することで米中合意	
	9	● 中国からの輸入品 3,000 億ドル相当に 15%の追加関税を課す (追加関税第 4 弾)	● 米国からの輸入品 750 億ドル分相当に対して 10%もしくは 5%の追加関税を課す
	12	第一段階貿易協定の米中合意	
2020	1	第一段階貿易協定に米中が署名	

各種報道資料等に基づき富士通総研が作成

一連の追加関税・報復関税の後、2019年12月に米中は第一段階の貿易協定合意に達した。同合意では、適用済みの制裁関税については第1～第3弾（約2500億ドル相当）にかける25%の税率は維持するものの、9月に発動した1200億ドル分の関税率は15%から7.5%に下げることとなった。また、中国も予定していた追加関税の延期を発表した。こうした貿易摩擦により、2018～2019年の米国の中国との物品貿易額は、輸入が5,396億ドルから4,185億へ1,211億ドル減少し、輸出も1,201億ドルから977億ドルへ224億ドル減少した。全体の輸出入が減少したため貿易赤字も987億ドル縮小し、4,195億ドルから3,208億ドルとなった。

図表 78 米国の中国との物品貿易額（2018～2019年）



出典：US Census Bureau, Trade in Goods with China, 2019

### (3) 米中貿易協定合意

トランプ政権は2019年12月、中国との第一段階の貿易合意を宣言した。同合意は2020年1月15日に米中間で署名がなされたことで、2018年より始まった米中貿易摩擦は現時点では一時的な収束状

態である。第一段階米中貿易合意は7項目<sup>66</sup>から構成されており、(1) 知財保護、(2) 技術移転の強要禁止、(3) 農産品の非関税障壁の削減、(4) 金融サービス市場の開放、(5) 通貨安誘導の抑止、(6) 輸入拡大、(7) 履行状況の検証となっている。

このうち中国は今後2年間で米国産の食品や農作物等を800億ドル購入・輸入<sup>67</sup>するとしている。農作物のみをみると2年間で320億ドル相当の輸入<sup>68</sup>を合意しており、対象には油種、食肉、穀物、綿花、魚介<sup>68</sup>等が含まれる。また、中国は小麦・とうもろこし・米に関して、WTO規則に基づく適切な関税割当制 (Tariff Rate Quota : TRQ) の実施に同意した<sup>67</sup>。中国の関税割当制の実施については米国が中国に対してWTO訴訟を起こしており、2019年4月に勝訴している。これには、小麦・とうもろこし・米に関して低関税が適用される一次税率輸入枠を中国が満たしていないという背景があった<sup>69</sup>。関税割当制の適切な実施により、こうした作物の中国への輸出増加が見込まれている<sup>68</sup>。しかし、米国の中国への2018年の農作物輸出額は2017年比で46%減少している。そのため、この間に減少した中国への輸入が回復していく方向となっただけで、中国市場における新たな市場拡大にはならないとの見方が存在している。また、中国による米国産農作物の輸入は市場状況による<sup>70</sup>とされていることから、2年間で320億ドルの目標を達成しない可能性もありうる<sup>68</sup>。

#### (4) 評価

米国の主要な農作物団体は中国市場を重要視しており、現地ヒアリングでは中国に代わる市場はないとの意見も聞かれた。中国に対する農作物輸出規模が大きいため、代替市場への輸出を拡大したとしてもその増加額が中国との農作物貿易額を補完するに至らないためである。こうした理由から、これらの農業団体は米中貿易摩擦の早期解決に向けた働きかけをトランプ政権や議会に対して行ってきた。米中貿易摩擦に関しては上述の通り既に第一段階の米中貿易合意が署名され、米国産農作物の輸出拡大が見込まれている。しかし、米中貿易摩擦が発生している間に中国は別の国から農作物を代替輸入しており、ここで失われた市場が再び米国に戻ってくるのかについては懸念も示された。米中貿易摩擦の影響が少なかった品目としては牛肉が挙げられる。米国産牛肉は2017年まで中国が輸入を受け入れていなかったため、その後輸入が開始された後の取引量が限られており、米中貿易摩擦の影響も少なかった。

図表 79 現地ヒアリング等の結果の要点

主な評価・認識	
●	中国は潜在的に1300億ドルの市場である。そのため、米中貿易摩擦が解消されればまだ大きな市場拡大の余地があると考えている。大きな懸念は、仮に貿易摩擦が解消されたとしても、中国がこれまで米国から輸入していた農作物を別の市場から調達することにより、一度失われ

<sup>66</sup> USTR, "Economic and Trade Agreement between the United States of America and the People's Republic of China", 2020.1.15

<sup>67</sup> USTR, "Economic and Trade Agreement Between the United States of America and the People's Republic of China Fact Sheet – Agriculture and Seafood Related Provisions", 2020.1.15

<sup>68</sup> Congressional Research Service, "US-China Phase One Deal: Agriculture", 2020.1.22

<sup>69</sup> "Study shows China's tariff rate quota severely impacted U.S. wheat exports

<sup>70</sup> USTR, "Economic and trade agreement between the United States of America and the people's republic of China, Chapter 6, Article 6.2.1", 2020.1.15

### 主な評価・認識

た市場が取り返せない可能性がある点だ。米中貿易摩擦により我々としても代替輸出市場を検討しているが、例えば今まで 10 億ドルの農作物を輸出できた市場が次の年になっていきなり 20 億ドル分の農作物を受け入れるわけでもない。仮に代替輸出市場として 20 か国程度との連携を深めたからといって、増加するのはせいぜい 10 億ドル程度だと見込んでいる。一方、中国は年間 100 億ドル分の農作物を購入する可能性もある。中国の市場はそれだけ大きく、そのため米国の生産者は中国に目を向けるのである。(一般農業団体関係者)

- 中国に代わる市場はない。ベトナムや日本は潜在的な市場ではあるが、カナダやオーストラリアのように TPP に参加し、サプライチェーンを構築し何年もかけて輸出先との関係性を構築することも有益であると考えている。(一般農業団体関係者)
- 今年最も大きな問題は米中貿易戦争の解決である。中国が現在米国産大豆に課している 25% の関税を撤回するのであれば米国も通商法第 301 条による措置を撤回すべきである。仮にこうした事態の緩和が起きたとしても、米国産農産物の中国市場における地位が回復するには数年を要する可能性がある。(品目別農業団体関係者)
- 米中貿易摩擦による影響は大豆が特に大きく、それらと比較して乳製品の影響は小さい。しかし中国市場における機会と市場シェアは減少している。(品目別農業団体関係者)
- 2003~2017 年まで米国産牛肉の輸入を中国が禁止していた。そのため、市場アクセスを回復した後も対中国の輸出額は小さくなく、結果的に米中貿易摩擦により失う市場も少なかった。米国産牛肉の対中国輸出額は 3,000~6,000 万ドルであり、対して対日輸出額は 20 億ドルに達する。このことから中国市場の小ささがわかる。中国への牛肉輸出の課題としては、関税以外に非関税障壁が存在する。中国は基本的に米国の生産者が用いるホルモン調整剤等を受け入れていない。ホルモン調整剤に関しては WTO 訴訟で米国が勝利したが、中国は判決を遵守していないようである。また、中国のトレーサビリティ要求は非科学的であり、生産者の生産コストを増加させる。仮にこうした中国による規制を遵守すると牛 1 頭あたり 250 ドルを失うことになる。(品目別農業団体関係者)

### (5) 中国以外の有望な市場の可能性

2019 年 11 月に実施した現地ヒアリングでは米中貿易摩擦の影響をふまえた中国以外の有望な輸出市場について意見を収集した。ヒアリングを実施した組織のうち、次の 7 分野については具体的な見解を得ることができた。まず、全体の傾向としては作物分野を問わずアジア市場を重視している。特にインドネシアはほぼ全ての分野がその人口規模などを理由に有望な輸出先市場として名前を挙げている。このほかのアジアにおける輸出先市場ではインド、フィリピン、ベトナム、バングラデッシュ、日本などが挙げられた。アジアの次にはサハラ砂漠以南 (Sub-Saharan Africa) のアフリカ諸国も中長期的な輸出市場として挙げられた。具体的な国名としてはタンザニアやケニアが上げられた。このほか、中東地域ではパキスタンやトルコが挙げられている。これらの組織が有望な輸出先市場として取り上げなかった地域としては EU を含むヨーロッパ地域であった。既に取り上げた通り、米国と EU は農作物などの規制水準が異なっていることから様々な非関税障壁が存在している。また、現在も貿易交渉から農業分野が除外されるなど解決すべき課題が多い状態となっている。こうした背景から米国の作物団体は EU への輸出可能性を低く見積もっていると考えられる。例えば豚肉分野では EU への輸出量よりも中

中央アメリカの国家ホンデュラス共和国（人口 927 万人<sup>71</sup>）の方が多くを指摘された。

図表 80 現地ヒアリング結果の要点（中国市場以外の有望な国・地域（概要））

分類	分野	地域		
		アジア	中東	アフリカ
全体	農作物一般	インドネシア、フィリピン、ベトナム	—	サハラ砂漠以南のアフリカ諸国
品目別	穀物分野	インドネシア、インド、タイ、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー	パキスタン	タンザニア、ケニア
	小麦分野	インドネシア、韓国、ベトナム	—	サハラ砂漠以南アフリカ諸国
	酪農分野	東南アジア諸国	—	—
	綿花分野	インドネシア、バングラデシュ、ベトナム	パキスタン、トルコ	—
	豚肉分野	インドネシア、フィリピン、ベトナム、日本、その他東南アジア諸国	—	—
	牛肉分野	インドネシア、ベトナム、日本	—	アフリカ諸国

図表 81 現地ヒアリング結果の要点（中国市場以外の有望な国・地域（詳細））

主な評価・認識
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後 10 年スパンでの中長期的視野では、サハラ砂漠以南のアフリカ諸国が有望な輸出先として考えられる。このほか、フィリピン、ベトナム、インドネシアも輸出先として可能性がある。特にインドネシアは約 2 億人の人口があり、輸出先市場として成長する可能性がある。人口という点ではインドも可能性があるが、関税が維持されている点が課題である。インドネシアも同様である。（一般農業団体関係者）</li> <li>● 中国以外の市場としては、穀類蒸留粕（DDG）の輸出先でインドをみている。インドは大きな酪農と家禽産業を有しており、肥料が不足しているからである。また、インドはエタノールの有望な輸出先である。ベトナム、インドネシア、タイ、フィリピンも DDG とエタノールの有望な輸出先である。特にフィリピンとベトナムは優先順位の高い輸出先としてとらえている。より優先順位は低い可能性がある市場としてはバングラデシュ、パキスタン、ミャンマーが挙げられる。アフリカではサハラ砂漠以南のアフリカ（Sub-Saharan Africa）を有望な市場だと考えている。例えばエタノールの輸出先としてタンザニアやケニアがありうる。特にタンザニアは家禽産業の現代化を進めているため有望性が高い。（品目別農業団体関係者）</li> <li>● 小麦分野の輸出先としては韓国、ベトナム、インドネシア、サハラ砂漠以南アフリカ（Sub-Saharan Africa）が挙げられる。（品目別農業団体関係者）</li> <li>● 乳製品の輸出先として中国は鍵となると考えている。中国以外では東南アジア諸国が潜在的な成長性を有している。総じてアジアは輸出先市場として明るい未来があると評価している。米国の乳製品は既に日本においても一定のシェアを有しているが、さらに米国からの輸出量が増加する可能性もあると考えている。高齢化が進む日本の農業が今後どうなるかには関心があ</li> </ul>

<sup>71</sup> 外務省、「ホンジュラス共和国（Republic of Honduras）基礎データ」2019.8

## 主な評価・認識

る。(品目別農業団体関係者)

- 綿花は織物産業を有する国が主な輸出先である。現時点ではベトナムの優先順位が最も高い。仮に米中貿易摩擦がない場合、中国はベトナムに次ぐ市場であると認識している。このほか、パキスタン、インドネシア、バングラデッシュやトルコも最近は有望な市場になっている。このうち、バングラデッシュとトルコは未だ米国が市場に入り込めておらず、開拓先として有望である。EUや英国は有望な輸出先とは評価していない。また総体として、織物産業は既に成熟しているという点も留意する必要がある。(品目別農業団体関係者)
- 豚肉輸出量の観点では日本は最大の市場であると認識している。そのため、豚肉を含む今回の日米合意対して高い評価をしている。その他の市場としては、ベトナム、フィリピンやその他東南アジア諸国が有望であると考えている。特にインドネシアは非ムスリム人口だけでもオーストラリアの人口に匹敵するため、市場アクセス拡大を目指している。また、既に米国が自由貿易協定を結んでいる国々への豚肉輸出に力を入れていきたい。例えばホンデュラスへの輸出量は、EU全体への輸出量より多いという現実がある。2018年、米国の豚肉産業は64億ドル相当を海外に輸出している。これは年間の豚肉総生産量の25%に相当する。(品目別農業団体関係者)
- 牛肉の輸出先として最も重要な市場はアジアだと考えている。このうち、日本やベトナム、インドネシアに特に機会があると考えている。アジア以外ではアフリカ諸国、ラテンアメリカ諸国の市場へさらに進出したいと考えている。(品目別農業団体関係者)